

今後の地域枠の必要数の算出方法 及び地域枠設置の考え方について

今後の地域枠等の必要数の算出に関する考え方（案）

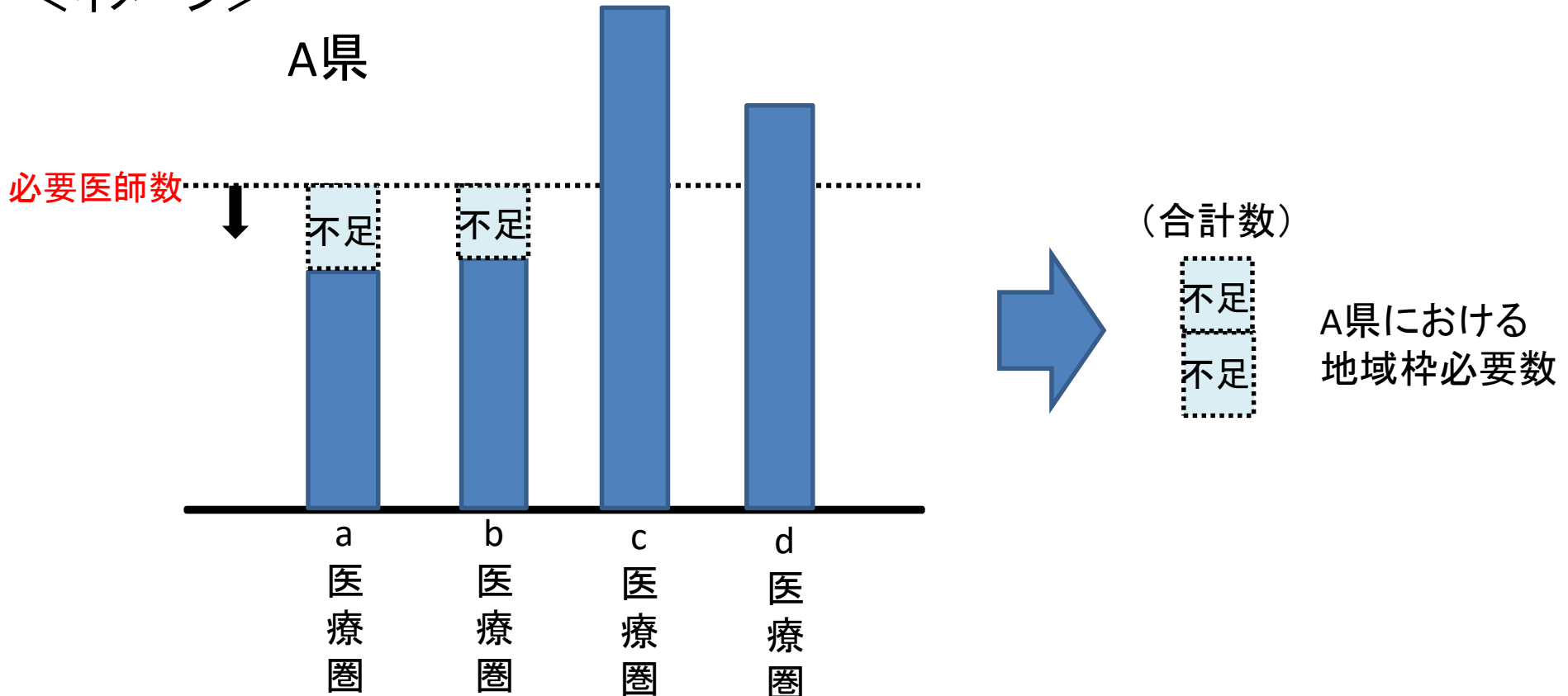
- 今後の地域枠等の必要数の算出については、医師需給分科会「第4次中間取りまとめ」や第34回医師需給分科会で示した需給推計の考えを踏襲しつつ、議論を進めてはどうか。

- 将来時点の地域枠等の必要数については、医師需給分科会「第4次中間取りまとめ」と同様の考え方を踏襲し、2036年時点の医師供給推計（上位実績ベースの推計）数が需要推計（必要医師数）を下回っている場合について、その差を医師不足分として、地域枠の必要数を算出することとしてはどうか。
- その場合の具体的な算出方法については、医師の需給推計にあたっては、第34回医師需給分科会で示した推計方法を踏襲しつつ、より実態に即した推計とするため、一部推計方法を見直してはどうか。

対応(案)

- 地域枠の機能を踏まえると、都道府県知事から大学に対して、地域枠の創設又は増加を要請できる場合については、当該都道府県内に将来時点における医師数が必要医師数に満たない医療圏がある場合とし、当該都道府県における医師不足分の合計数を必要な地域枠数として、地域医療対策協議会の協議を経た上で、要請できることとしてはどうか。

<イメージ>



地域枠等の必要数の算出方法について（変更点）

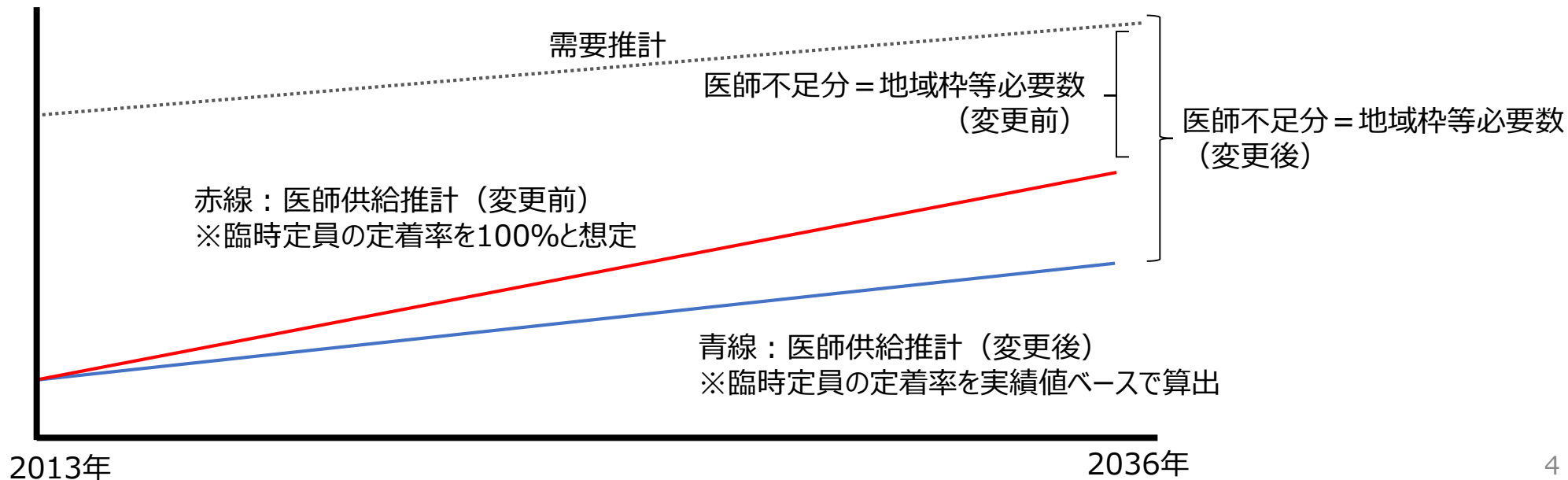
■ 地域枠等の必要数（2019年公表の暫定値からの変更点）

	暫定値	確定値
2036年医師供給量 （臨時定員分）および 3次医師供給量の算出	臨時定員を含む医師数を用いて医師供給推計の傾きを算出。その上で、臨時定員（実績ベース）と臨時定員（理想値）の差分を足し合わせ、将来時点の医師供給数を算出。	臨時定員分を差し引いた上で医師供給推計の傾き算出。その上で、臨時定員の増加分（実績ベース）を足し合わせ、将来時点の医師供給数を算出。

※この他に、下記パラメータを最新値に更新

- 都道府県別の医学部恒久定員数、臨時定員実績を2019年度から2020年度に更新。
- 医師・歯科医師・薬剤師統計のデータを平成28年から平成30年度に更新し、マクロ供給推計を更新。
- 地域枠義務履行状況調査のデータを平成30年度から令和元年度に更新、奨学金の貸与実績、離脱率を更新。
- 労働時間調査（労働時間比率、労働力加味定着率の値）を2016年度から2019年度に更新。
- 都道府県間・二次医療圏間の流出入率を更新。

医師供給推計の算出イメージ（変更前後）



地域枠設置の考え方について①

論点1

- 都道府県内の地域偏在対策が特に必要な場合における、地域枠の設置についてどのように考えるか。
- ・将来的に都道府県全体として医師の不足が見込まれないが、医師の不足が見込まれる二次医療圏がある場合
 - ・将来的に都道府県内の全ての二次医療圏で医師の不足が見込まれないが、現時点で医師少数区域の二次医療圏がある場合

現状

- 将来的に都道府県全体としては医師の不足が見込まれない場合においても、都道府県内の一部の区域において、現時点で医師少数区域が存在する場合や、将来的にも医師の不足が見込まれる二次医療圏が残存する場合がある。
- そのような場合においても、都道府県内の偏在是正のため、地域枠医師の活用を含めた偏在対策を行う必要がある。

対応案

- これまでの議論の通り、将来的に医師の不足が見込まれない都道府県においても、将来的に医師の不足が見込まれる二次医療圏がある場合は、引き続き恒久定員内に地域枠を設置することを要請可能としてはどうか。
- また、現時点で医師少数区域がある場合においても、引き続き恒久定員内に地域枠を設置することを要請可能としてはどうか。

地域枠設置の考え方について②

論点2

臨時定員の設定について、どのような場合に要請可能とするか。

現状

- これまで、特に医師確保が必要な地域での医師を確保・配置する観点から、臨時定員での医学部定員の増員が図られてきたところ。
- 日本全体として医学部総定員を減員していくなかで地域枠を確保していくにあたり、臨時定員の設定について、整理が必要。

対応案

➡ 恒久定員内で一定程度(5割程度)の地域枠を確保しても、地域における必要医師数の確保が不十分である場合は、地域枠の設置を要件とする臨時定員の設定を要請可能としてはどうか

(参考) 医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会 第4次中間とりまとめ平成31年3月22日(抜粋)

地域枠等の増員等の要請については、現状において、既に複数の大学で恒久定員の5割程度以上の地域枠等が設置されている実績があること、今後、将来の必要医師数に応じて恒久定員内の地域枠等の設置・増員等を進めていくこと等を踏まえると、**将来の必要医師数を踏まえ、仮に恒久定員の5割程度の地域枠等を設置しても不十分である場合について、都道府県は、地域医療対策協議会の協議を経た上で、地域枠の設置を要件とする臨時定員の設置等を要請できることとする。**なお、将来の必要医師数を達成するために必要であるが、大学の状況等により、恒久定員の5割程度の地域枠の設置を要請しない場合については、大学等からの医師派遣等、これに代替する医師偏在対策の実施等について、地域医療対策協議会において協議し、合意を得ることが適当である。また、地域医療対策協議会の協議等に基づき、例えば、すべての恒久定員を地域枠とする等、恒久定員の5割程度を超える地域枠を設置することも可能である。

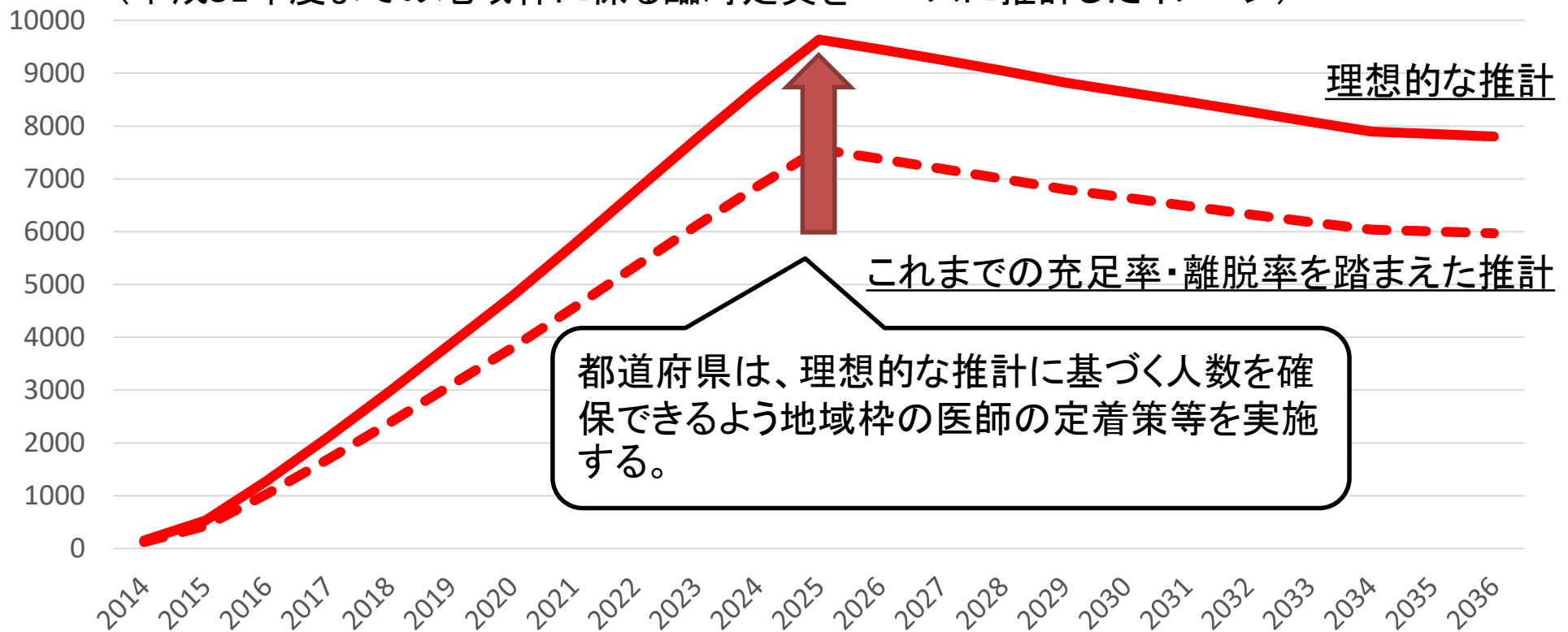
参考

地域枠の医師数に係る推計について(案)

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)資料

- 地域枠の医師数部分の供給推計については、9年間の義務年限の期間については平成30年度地域枠等履行状況等調査に基づく充足率及び離脱率を用いて、マクロの医師供給推計と同様の推計を行ってはどうか。また、必要医師数の算出にあたっては、これを除いた推計を用いてはどうか。
- 一方、将来時点の地域枠の必要数の算出にあたっては、都道府県等における定着策等を十分に実施することを前提となるため、9年間の義務年限の期間が終了するまでは、充足率100%・離脱率0%とした理想的な推計を行うこととしてはどうか。

(平成31年度までの地域枠に係る臨時定員をベースに推計したイメージ)



将来時点の地域枠等の必要数の算出について(案)

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)資料 一部改変

- 将来時点の地域枠等の必要数については、2036年時点の医師供給推計数が需要推計(必要医師数)を下回っている場合について、その差を医師不足分として、地域枠等の必要数を算出することとしてはどうか。
- なお、二次医療圏における必要医師数については、目標医師数と同様、都道府県における医師の確保の方針を踏まえて、合計が都道府県の必要医師数を超えないように、二次医療圏の必要医師数を設定することが前提となる。

